

プレミアム付商品券販売のお知らせ

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への消費への影響を緩和するとともに地域における消費を喚起・下支えをすることを目的としたプレミアム付商品券の販売を9月下旬から行います。

7月1日(月)からプレミアム付商品券の購入引換券交付申請受付を予定しています。対象と思われる方には、6月下旬から申請書を送付する予定です。

プレミアム付商品券の概要…対象者一人につき、券面額2万5千円(5千円単位×5分割)の商品券を2万円で購入が可能です。

*券面額5千円単位での購入も可能です。

購入対象になる方

▷令和元年度住民税非課税者

*住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等は対象外です。

*収入のない方も申告は必要ですので申告をお願いします。

▷子育て世帯(2016年4月2日～2019年9月30日までの出生の子のいる世帯主) *申請は不要です。

申請期間と場所

7月1日(月)～令和2年2月21日(金)

*郵送での申請は当日消印有効です。窓口での申請は土日祝日を除きます。

市役所本庁舎 申請窓口	窓口開設時間は、 9:00～17:00 (土日祝日除く)
金木総合支所 申請窓口	
市浦総合支所 申請窓口	

*申請の状況により変更されることもあります。

*7月当初は窓口申請が込み合うことが予想されるため、なるべく郵送での申請書提出をお願いします。「プレミアム付商品券」を装う振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。

プレミアム付商品券について、市や内閣府などが手数料振込やATM(銀行・コンビニなど現金自動支払機)の操作を求めることは絶対にありません。市や内閣府の職員をかたった不審な電話や郵便がありましたら市や最寄りの警察署(警察相談専用電話 #9110)へご連絡ください。

問い合わせ先

7月1日(月)から…プレミアム付商品券窓口の直通番号になります(9:00～17:00)。

(直通) TEL 26-5372、26-5373

6月28日(金)まで…福祉政策課 内線2491

*個人情報に関わることは電話でお答えできませんので、本人確認をした上での窓口対応になります。

公共施設の喫煙について(受動喫煙防止)

管財課 内線2171

健康増進法改正に係る受動喫煙防止対策について

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年7月25日公布法律第78号)が成立し、受動喫煙対策が強化され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設の区分に応じ、喫煙対策がとられることとなりました。本市としても下記のとおり、受動喫煙防止対策を講じることとしましたので、皆様のご協力をお願いします。

「敷地内禁煙」とする施設一覧

実施日…令和元年7月1日

区分	施設名
第1種	五所川原市役所本庁舎
第1種	金木総合支所庁舎
第1種	市浦総合支所庁舎
第1種	保健センター市浦
第1種	市浦医科歯科診療所
第1種	金木保育所
第1種	市浦アトム保育園
第1種	旧つつじが丘児童館

実施日…すでに実施済み

区分	施設名
第1種	市内小学校(11校)
第1種	市内中学校(6校)
第1種	高等看護学院
第1種	保健センター五所川原
第1種	働く婦人の家
第2種	学校給食センター
第2種	旧平山家住宅
第2種	太宰治記念館「斜陽館」
第2種	し〜うらんど海遊館
第2種	漆川体育館

上記以外の公共施設に関しては「屋内禁煙」施設となり、**実施日が令和2年4月1日**となりますが、すでに実施している施設がありますのでご注意ください。

*施設区分…第1種施設とは学校、病院、児童福祉施設その他受動喫煙により、健康を損なうおそれが高い方が主として利用する施設。また国、地方公共団体の行政機関の庁舎。それ以外の施設が第2種となります。

詳しくは市ホームページまたは、各施設へお問い合わせください。